

公 募

東海農政局土地改良技術事務所が保有する災害応急用ポンプ等の運搬及び設置の際に必要となる車両の確保、車両の運転要員の確保、ポンプ技術者の確保及び動員の方法及びその手続き等に関する事項について定める「東海農政局災害応急用ポンプ等の災害対策活動に関する協定」締結の相手方となる協力会社について、下記のとおり公募する。

令和8年1月26日

東海農政局土地改良技術事務所長
島尾 武文

記

1. 協定概要

(1) 協定名

東海農政局災害応急用ポンプ等の災害対策活動に関する協定

(2) 活動場所

東海農政局管内（愛知県、岐阜県、三重県）における災害対策活動等への協力を原則とする。なお、激甚な災害等が発生した場合は、東海農政局管外での災害対策活動等を要請する。

(3) 活動内容

台風や集中豪雨、地震、その他異常な自然現象により災害が発生した場合若しくは災害の発生のおそれがある場合又は工事事故等の不測の事態が発生した場合（以下、「災害時等」という。）に、土地改良施設の機能保持のため、東海農政局土地改良技術事務所が保有する災害応急用ポンプ等の保管場所から活動場所までの運搬（帰路含む）及び設置・撤去を実施する。

[要請する災害応急用ポンプ等]

別添「協定書（案）」のとおり

[保管場所]

愛知県名古屋市守山区森孝1丁目1749（東海農政局災害応急用ポンプ格納庫）

(4) 協定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了前に東海農政局土地改良技術事務所から申し出を行った場合、両者協議の上、新たに協定を締結するまでの間、本協定の有効期限を延長できるものとする。

2. 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度全省庁統一資格の「役務の提供等」において「A」から「D」等級のいずれかに格付けされ、東海・北陸地域の競争参加有資格者であること。若しくは、令和7・8年度東海農政局随意契約登録者名簿に登録がなされている者であること。
- (4) 協力要請に対し、次の体制を確保できること。
- ①災害時等の連絡体制について、平日・日中において3名以上（第3次担当まで）の連絡体制があり、かつ夜間・休日において1名以上（第1次担当まで）の連絡体制が確保できること。
- ②排水ポンプ車の出動対応について、ポンプ車の運転、ポンプの据付、試運転が可能な運転要員として最低3名を確保できること。
- ③災害応急用ポンプの運搬について、ポンプ等の運搬、積込み・荷卸しが可能な運搬車両として2.0t以上 の吊り上げ機能のある運搬車両を確保できること。
- (5) 東海農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。農林水産省の他の機関から指名停止を受けている場合も同様とする。

3. 提出書類

本協定の締結希望者は、災害時等において緊急的な対応ができる体制等を証明する書類を協定申請書に添付し、提出すること。

- (1) 会社概要（営業所等所在地・社員数・資本金・事業内容等）（任意様式）
- (2) 災害時等の連絡体制（様式1）
- (3) 運転要員対象者調書（様式2）
- (4) 運搬車両等保有調書（様式3）
- (5) 排水ポンプ車運転操作費 参考見積書（様式4-1）
- (6) 災害応急用ポンプ等運搬費 参考見積書（様式4-2）
- (7) 令和07・08・09年度資格審査結果通知書の写し、若しくは令和7・8年度東海農政局随意契約登録者名簿「役務の提供等」の申請の写し

4. 申請書の提出先、提出期限等

- (1) 提出場所 〒460-0001

愛知県名古屋市中区三の丸一丁目2番2号

東海農政局土地改良技術事務所 施設・管理課 施設機械係

TEL 052(232)1062

Mail akira_tajima030@maff.go.jp

- (2) 提出方法 郵送（書留郵便に限る）又は電子メールにより提出すること。

- (3) 提出期限 令和8年2月24日（火）17時00分

- (4) 提出にあたっての留意事項

①受付期間

令和8年1月26日（月）9時00分から令和8年2月24日（火）17時00分まで

②郵送により提出する場合は、受付期間内に東海農政局土地改良技術事務所に到着したものまでを有効とする。

③提出された書類は原則として、変更又は取消しを行うことはできない。

④書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

⑤提出された書類は返却しない。

5. 本協定締結に関する事項

本協定の締結者は、東海農政局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が優位となる。また、当該協定に基づき契約し、災害対策業務（防災訓練を除く）を行うと、東海農政局が総合評価落札方式により発注する工事の入札手続きにおいて、企業の技術力評価が優位となる。

ただし、工事内容によって評価項目が変わるので、工事の競争参加にあたっては、各工事の入札説明書等に記載のある評価項目を確認すること。

6. 協定を締結する相手方の決定方法

（1）別紙「選定基準」に基づき、上記3により提出された書類の審査を行い、選定・非選定を決定する。

（2）選定・非選定の結果については、令和8年3月6日付けで通知する。

7. 非選定理由に関する事項

（1）申請書を提出した者のうち協定締結者として選定しなかった者に対しては、選定しなかった旨の通知とその理由（非選定理由）を書面により通知する。

（2）上記（1）の通知を受けた者は、非選定理由について、次に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

①受付期間

令和8年3月6日（金）から令和8年3月10日（火）

9時00分から17時00分まで（ただし、行政機関の休日を除く。）

②受付場所

上記4の提出場所に同じ。

③提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

（3）上記（2）の非選定理由の説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和8年3月13日（金）までに書面により回答する。

8. 応募、照会等窓口

上記4の提出場所に同じ。

9. その他

(1) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取（注）
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取